

ガイドラインに盛り込むべき事項

2019年10月28日

文責 弁護士 森 保道

下線は全て森が付しました。

第1 ガイドライン

1 法改正の目的・趣旨

子どもには心身ともに健やかに成長・発達する権利、あらゆる形態の暴力・不当な取扱い等から守られる権利等があります。体罰等は子どもの権利を侵害する行為であり、なくす必要があります。

今回の法改正の主たる目的・趣旨は、啓発・支援を強化することです。

○児童福祉法

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

○2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

○3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

○子どもの権利条約第19条

1. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

○児童虐待防止法14条1項「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」

○持続可能な開発目標（SDGs）目標 ターゲット16.2：子どもに対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆる形態の暴力および拷問をなくす。

・グローバル指標16.2.1：過去1か月における保護者等からの身体的な罰及び／又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合

(啓発・支援的教育的介入の強化)

○家庭における子どもの体罰を禁止するために法改正を行なう第一の目的は予防にあり、あらゆる体罰の禁止を実施するためには関係者全員を対象とする意識啓発、指導および訓練（後掲パラ45以下参照）が必要である（一般的意見8号38項）。

「体罰が伝統的に広く受け入れられてきたことにかんがみ、それを禁止するだけでは、態度および慣行の必要な変化を達成することはできないであろう。保護に対する子どもの権利およびこの権利を反映する法律についての、包括的な意識啓発が必要である。条約第42条にもとづき、国は、条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、おとなのみならず子どもに対して

も同様に広く知らせることを約束している。」(同45項)

○親による子どもの体罰が明るみに出た場合には、すべての事案で親が訴追されなければならないというわけではなく、懲罰的ではなく支援的かつ教育的な介入を通じ、親が暴力的または他の残虐なもしくは品位を傷つける罰を用いないようにすることが目指されるべきである(一般的意見8号40項)。

2 体罰の範囲・具体例等

○**体罰の定義**：どんなに軽いものであっても、有形力が用いられかつ何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰(国連子どもの権利委員会一般的意見(以下「一般的意見」と記載する)8号11項、同13号24項、国連子どもの権利委員会第4・5回総括所見26(a))

他の定義案

・「どんなに軽いものであっても、何らかの身体的な苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」

・「どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、又は間接的に身体に対して、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」

具体例：手やひじなどや物を使ってお尻、頬、手、頭、おでこなどを叩く、殴る、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりする、引っかく、つねる、かむ、髪を引っ張ったり耳を打ったり引っ張ったりする、子どもを不快な姿勢のままにさせる、薬物等で倦怠感をもよおさせる、やけどさせる、または強制的に口に物を入れる(たとえば子どもの口を石鹸で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること)など

○**体罰に該当する行為が身体的虐待(児童虐待防止法2条1号)に該当する場合があります。**

具体例(「子ども虐待対応の手引き」(平成25年改正版)厚生労働省)(本検討会第1回資料5-2の29枚目)

・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。

・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。

・意図的に子どもを病気にさせる。など

○**体罰に該当する行為が心理的虐待・性的虐待・ネグレクトに該当する場合があります。**

○子ども、自ら、第三者を守る行為は必要です(国連子どもの権利委員会一般的意見(以下「一般的意見」と記載する)8号14項、15項)。

子ども、とくに乳幼児の養育およびケアのためには、子どもを保護するための身体的な行動および介入が頻繁に必要。懲罰を目的としない、人々を保護するために必要な有形力の行使は認められる。

○今回の法改正により全ての人について体罰は禁止されます(一般的意見13号18項41項)

「そもそも、親権者以外の者については、民法上の懲戒権を持たないため、従来より、体罰を加えることは許されていません。さらに、本法案により、たとえ懲戒権を有する場合であっても、体罰の禁止が法定化されることとなります。」(2019年通常国会 総理大臣答弁)

3 「その他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為」(児童虐待防止法14条1項)

○**体罰以外の残虐または品位を傷つける行為**(一般的意見8号11項)

具体例：子どもをけなし、辱め、身代わりに仕立て上げ、こわがらせ、笑いものにするような罰

など 怒鳴る, ののしる, 悪口を言うことなど

○「精神的暴力」に該当する行為（一般的意見13号21項）

条約にいう「精神的な暴力」は、不当な心理的取扱い、精神的虐待、言葉による虐待および情緒的虐待またはネグレクトとして説明されることが多い。これには以下のものが含まれる。

- (a) 子どもを相手として執拗に行なわれるあらゆる形態の有害な関わり合い（たとえば、子どもに対し、価値がない、愛されていない、望まれていない、危険な状態にある、または他人のニーズを満たすかぎりにおいてしか存在価値がないと伝えること）。
- (b) 恐怖心を煽ること、威嚇すること、および脅かすこと。搾取すること、および墮落させること。ないがしろにすること、および拒絶すること。孤立させること、無視すること、およびえこひいきすること。
- (c) 情緒的反応を与えないこと。精神的健康、医療上のニーズおよび教育上のニーズをないがしろにすること。
- (d) 侮辱すること、中傷すること、屈辱を与えること、けなすこと、からかうこと、および子どもの気持ちを傷つけること。
- (e) ドメスティック・バイオレンスを目撃させること。
- (f) 独居拘禁の状態、隔離状態、または屈辱的なもしくは品位を傷つける拘禁環境に置くこと。
- (g) おとなまたは他の子どもによる心理的ないじめおよび通過儀礼 [8]。携帯電話およびインターネット等の情報通信技術（ICT）を通じて行なわれるものも含む（いわゆる「ネットいじめ」）。

[8] 「通過儀礼」（hazing）とは、ある者を集団に迎え入れる手段として用いられる、いやがらせ、暴力または屈辱をともなう儀式その他の活動を指す。

○心理的虐待（児童虐待防止法2条4号）に該当する行為

具体例（「子ども虐待対応の手引き」（平成25年改正版）厚生労働省）等（本検討会第1回資料5-2の29~38枚目）

ことばによる脅かし、脅迫など。子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。子どもの心を傷つけることを言う。子どもの自尊心を傷つけるような言動など。他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。子どものきょうだいに、一~四の行為を行う。脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ。子どもがうまくできない言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、恥をかかせる。**怒鳴る, ののしる, 悪口を言う。**家族や親族、友人等との団らんから排除する。・仲間に入れない・人格をおとしめるような扱いをする。

- ・「怒鳴る, ののしる, 悪口を言う。」は、厚生労働省の高齢者虐待及び障害者虐待の対応マニュアルでは心理的虐待の具体例として例示されているが、児童虐待の対応マニュアル（「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」）では心理的虐待の具体例として例示されておらず（本検討会第1回資料5-2の29~38枚目）、例示される必要がある（一般的意見8号21項）。

○性的虐待・ネグレクト（児童虐待防止法2条2号3号）に該当する行為（「子ども虐待対応の手引き」（平成25年改正版）厚生労働省）等（本検討会第1回資料5-2の29枚目）

・性的虐待

具体例

- ・子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・子どもに性器や性交を見せる。
- ・子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

- ・ネグレクト
 - ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。

具体例

- (1)重大な病気になっても病院に連れて行かない,
- (2)乳幼児を家に残したまま外出する,

なお、親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。

- ・子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など

具体例

- (1)適切な食事を与えない,
- (2)下着など長期間ひどく不潔なままにする,
- (3)極端に不潔な環境の中で生活をさせる、など。

- ・子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が一、二又は四に掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など

4 体罰等の弊害について

体罰等は子どもの成長・発達に弊害があることについて、下記のような情報を盛り込むことが有益であると考えます（両院附帯決議「体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発に努めること。」）。下記では、報告書等の記述を引用していますが、ガイドライン等では適宜、内容を要約したり図表化するなども必要であると考えます。

○体罰等が脳の発達に及ぼす影響（愛の鞭ゼロ作戦リーフレット、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（以下「SCJ」と記載する）報告書「シンポジウム子どもに対する体罰等の禁止に向けて」SCJ報告書4頁5頁より（本検討会第1回資料5－6））

「マルトリートメントを受けるとこのような病気になるのは、脳の発達が変わるからです。体罰は脳の発達に影響を及ぼし、さまざまなこころの病気になるリスクを高めます。

心理的なストレスを受け続けると、脳の扁桃体という感情の中心となる部位が過剰に反応し指令を出します。そして、副腎皮質からストレスホルモンであるコルチゾールを大量に出し続けることで、影響が表れます。患者さんではない一般の方々を対象に、体罰や性的虐待、暴言虐待を受けてきた人たちの脳を調べた結果、前頭前野は激しい体罰で小さくなり、暴言があるたびに萎縮し、奥深くにある扁桃体も変形することがわかってきました。

また日常的に親から言葉の暴力を受けてきた、例えば、「お前なんか生まれてこなければよかった」などと言われ続けてきた人たちの脳を調べると、両耳の側にある聴覚野というコミュニケーションに大事な脳の部分に変形していました。人間の脳の神経シナプスは伸びすぎると脳の代謝に負荷がかかるため、ある時期から剪定（刈り込み）現象が起こりますが、あまりに暴言のストレスを受けると伸びっぱなしになります。つまり雑木林の藪の中のようになってしまう、本当に大事な音や会話が聞こえなくなり、コミュニケーションが取れず、聞こえるはずのないものが聞こえるなどといった症状が出てくることもあります。言葉の暴力は体に傷はできませんが、ここ

ろや脳に大きな影響があることがわかりました。うつになりやすく、場合によっては自殺に至ることもあるなど、とても重大な影響があります。

さらに、両親間の DV 目撃は、視覚野を縮小させてしまいます。殴る・蹴るなどの身体的な DV と、言葉で怒鳴る、罵るなどの暴言 DV や、両親の激しい喧嘩を目撃すること、どちらがより影響があるかを調べると、身体的な暴力よりも怒声や罵声、暴言の方が6倍以上も、子どもの脳に深刻な影響を与えることがわかりました。

体罰は、痛みを伴います。すると、痛い思いをしたくないからその行為をしてはいけないんだと、前頭葉が判断をするため、体罰は効果があると言われます。しかし、痛みを感じる神経や経路は、痛みが出る部分が細くなっていきます。つまり、痛みを伝える信号が前頭葉まで届かず、体罰の効果は前頭前野まで行かないのです。

体罰を受け続けると、子どもたちは自分が悪いと思い込み、自己肯定感が下がります。そうすると今度はいじめの被害に遭ったり、成人になると DV の被害を受けたりすることもあり、その後の人生に大きな影響が残ることもあります。」

○手の平で身体を叩く体罰でも、多くの弊害があること（愛の鞭ゼロ作戦リーフレット、日弁連パンフレット10頁（本検討会第1回資料5-8））

「16万927人の子どもたちの過去50年間の75の研究を使用したメタ分析※iは、虐待に至らない程度の手の平で身体を叩く体罰も13の有害な結果と関連することを明らかにしました。

※ii

※i 統計的分析のなされた複数の研究を収集し、いろいろな角度からそれらを統合したり比較したりする分析研究法

※ii ガーショフ他「手で叩く体罰と子どもの結末：これまでの議論と新しいメタアナリシス」2016」

○厚生労働省の調査データを使って行われた分析結果

「日本の厚生労働省の調査データ約2万9000人分を使って行われた分析では、3歳半の時に保護者から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、5歳半の時に「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「1つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動障害のリスクが高まり、体罰が頻繁に行われるほどリスクは高まっていると指摘されました。」（藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動障害：日本におけるプロペンシティブ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017、日弁連パンフレット9頁（本検討会第1回資料5-8））

○日本の若者を対象とした体罰等の実態・意識の調査報告

「若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態・意識 調査報告書」（早稲田大学 大学院体罰調査プロジェクトチーム）（本検討会第1回資料5-5）

「子ども期に親・養育者から「小突かれる、お尻を叩かれる」などのソフトな身体的暴力、「ゲンコツや蹴られる」などのハードな身体的暴力、「怒鳴られる、脅される」という精神的暴力を60%以上の若者が経験している実態が明らかになった。若者が子ども期に体罰等をうけた際の感情は、親・養育者に恐怖感、怒り、理不尽感などの否定的感情をもったと半数以上が答えており、特に「無視される、にらまれる、馬鹿にされる」という形態の精神的暴力には最多の82.0%が否定的な感情を持っていた（表9、表31）。この結果から、子どもは身体的暴力より人格無視、プライドを傷つけられる形態の体罰への否定的な感情が非常に強いことが明らかになった。」（26頁）

○体罰等がアタッチメント（愛着）形成に与える影響（SCJ同報告書5頁（本検討会第1回資料

5-6))

「アタッチメント（愛着）があるから、親は子どもにとって安全基地になります。この愛着は、母親だけではなく、父親や祖父母、養育者、施設や学校の先生との間でも形成されます。これが不適切な養育になると、愛着障害や愛着形成障害が生じ、安全基地の役割を果たせません。この愛着障害というのは、結構発達の中で見え隠れしています。そして、発達障害の症状と似通っているの、専門家が間違えうくらい判別は難しく、発達障害に見えていても実は養育環境が影響していることもあります。

ご褒美をもらったり褒められたりした時や、達成感があつた時に脳から出るドーパミンの変化を調べると、愛着形成に重度の問題がある子どもは、お小遣いをもらってもドーパミンが出ません。生後1歳の時にマルトリートメントを受けると、ご褒美への脳活動が最も低下します。早期にマルトリートメントや体罰の防止、啓発をしないと、子どもに早いうちから自閉症の中核症状のような症状が出るということがわかっています。」

○小児期逆境体験が健康や寿命に及ぼす影響（SCJ同報告書4頁（本検討会第1回資料5-6））

「1990年代にアメリカ疾病予防管理センターが調査した結果、驚くことがわかってきました。幼い頃にマルトリートメントを受けたトラウマやこころの傷が、神経発達や社会的・情緒的・認知的な障害につながり、早い時期から意欲が出ない、勉強に手がかからない、気分が落ち込むなど、知能低下につながります。また、健康を害する行為や、アルコール依存・薬物依存などに走ることもあります。さまざまなこころの病気だけではなく、心疾患や肺がんにかかるリスクが3倍になり、寿命が20年縮むという結果も出ています。マルトリートメントを受け、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などが残り、統合失調症やさまざまな人格障害なども発症することがわかっています。本人だけではなく、家族も苦しみます。」

○回復についての情報 心的外傷後成長（SCJ同報告書5頁（本検討会第1回資料5-6））

「私たちは回復する力を持っています。癒されない傷は治る傷である、これを心的外傷後成長といいます。子どもの時に外傷を受けた脳の部分、実行機能やワーキングメモリーに関わっているところをしっかりと働かせる運動や体操、認知行動療法、マインドフルネスなどの心理治療やカウンセリングなどで治療するだけでなく、子どもの気持ちを聞いてあげる、安心して生活できる場も大事です。そして、親子関係を修復するケアも大切。子どもに対するケアだけではなく養育者の存在が絶対に必要で、それがあってこそ再形成されるのです。親が離婚したのは自分のせいだ、児童相談所に入れられたのは自分が悪いからだ、子どもたちは自分を責めますが、「あなたは悪くないよ」と認知のゆがみを是正するのが心理教育です。安定した関係性の修復、トラウマには心理治療が必要です。愛着の再形成は、十分可能なので、絶対に悲観しないでください。子どもたちはどんどん成長します。そして、それを見守る大人たちがお節介をすることが大切だと思います。」

5 Q&Aを作成して理解を深める方法もあります。

「子どもに対するあらゆる体罰を禁止するために よくある質問集」（SCJ翻訳）

「日弁連パンフレット（本検討会第1回資料5-8）」

6 相談窓口

市町村の子育て相談窓口・児童相談所全国共通ダイヤル「189」

さらに詳しく下記のような相談機関・相談方法等について記載することも有効であると考えられる。

- ・相談機関：子育て世代包括支援センター、家庭支援センター、発達支援センター、子育てサロン、保育所（地域子育て支援）、児童相談所など

- ・相談方法：各自治体子育て相談窓口，電話（189，地域の子育て支援電話，地域によってはSNS（ICTの活用），健診時，アウトリーチ型相談（こんにちは赤ちゃん事業，ショッピングセンター等の相談窓口，民間のアウトリーチ型支援），民間の電話相談など

第2 体罰等によらない適切な子育ての推進について

1 子育て・しつけ・教育について

○子育て・しつけについて

その児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導・支援を与えること（子どもの権利条約5条）

しつけの目的は自律性(セルフコントロール)：自己調節機能(自分を整える力)の形成（西澤哲教授）

○教育について

子どもの人格、才能、精神的・身体的能力を全面的に発達させ、人権および条約に掲げられた価値観の尊重を発達させ、自由な社会における責任ある生活への準備をさせること（子どもの権利条約29条1項，一般的意見1号「教育の目的」，一般的討議「家庭および学校における子どもへの暴力」勧告8項）

○子どもの権利条約第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

○子どもの権利条約第12条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

○子どもの権利条約第3条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

○一般的意見13号3項(e)「意見を聴かれ、かつその意見を正当に重視される子どもの権利があらゆる意思決定プロセスにおいて体系的に尊重されなければならない、かつ、子どものエンパワメントと参加が、子どもの養育および保護のための戦略およびプログラムの中心となるべきである。」

○子どもの権利条約第29条1項

締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

(a) 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。

(b) 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。

(c) 子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること。

(d) すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。

(e) 自然環境の尊重を発展させること。

2 その児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導・支援を与える（児童福

社法1条乃至3条, 子どもの権利条約5条, 同12条, 同3条)

下記は, 具体例をイラストで示すなどすると分かりやすいと思われる。

- 建設的に簡潔に具体的に話す 子どもに伝わりやすい方法, 内容で説明する 行動の見本を見せる
 - 受容, 傾聴, 子どもに聴く, 子どもと相談する, 話し合う
 - 行動に注目する
 - ほめる, 認める, ほめ方のコツ
 - ① 具体的にほめる (何をほめたのか明確化) ②すぐにほめる。(即時に, タイミングよく!)
 - ③ 最終的なゴールには到達していなくても, 今できているところに注目してほめる。
スモールステップ: 子どもの行動を細分化してとらえ, 小さなよい行動をほめ, ていねいに段階を踏みながら行動の改善をしていく方法
 - ④ 褒める側の思いを伝える。
 - ⑤注意して, 行動が修正されていたり, 修正しようという努力が見られたりしたら, すかさずほめる。本人の努力をほめる。
 - 参考 ペアレントトレーニング
25%ルール: 子どもが好ましい行動をはじめたら, 少しでもできたところに注目してほめる
 - 効果的な指示のコツ
CCQ: Calm 穏やかに Close 近づいて Quiet 落ち着いた声で
予告する 選択してもらう ~したら~できると伝える など
 - 環境を整える ABCでとらえて対応する
行動を引き出す「先行事象」(A), 行動の後の「結果」(C)は行動(B)を変化させる環境であり, 行動前の「先行事象」(A)と, 行動後の「結果」(C)を工夫することで, 適切な行動(B)を増やしていく。
 - 家事分担の見直し, 時間調整などする
 - クールダウン, アンガーマネジメント (愛の鞭ゼロ作戦リーフレット, 東京都「体罰などによらない子育てハンドブック参照)
深呼吸をする, 数を数える, 窓を開けて風に当たるなど
- ### 3 参考: スウェーデンでの一般的な子育て方法 (2010年スタファン・ヤンソン教授講演資料)
- 「通常の」「一般的な」スウェーデンの親は, 子どもたちとの対立をどのように解決しているか?
- How do “normal” Swedish Parents solve conflicts with their children?
- ①「気をそらす 注意をそらす」
Distract
 - ②「冗談を言う ジョークを言う」
Make jokes
 - ③「よい行動・振る舞いをサポート (支援・支持) する」
Support good behaviour
 - ④「子どもを落ち着かせ, 慰める (安心させる・快適にする)」
Calm down and comforts the child
 - ⑤「意図的に侮辱しない (傷つけない)」
Do not insult consciously
 - ⑥「子どもが話を聴けるようにハグする (抱っこする)」
Hug the child to make it able to listen

4 附帯決議・一般的意見・総括所見

両院附帯決議「可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。」

一般的意見8号48項「委員会は、積極的かつ非暴力的な形態の子育ておよび教育を促進する資料およびプログラムの例が、いまや多数存在するようになっていることに留意する。これらは親、その他の養育者および教員を対象として、政府、国連機関、NGO等によって開発されたものである[17]。これらの資料およびプログラムは、適切な形で修正して、さまざまな国および状況下で使用することができる。メディアは、意識啓発および公衆の教育の面できわめて貴重な役割を果たすことが可能である。体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰への伝統的依存を変えていくためには、継続的な行動が必要とされる。非暴力的な形態の子育ておよび教育の促進は、保健・福祉・教育サービス（乳幼児期施設、デイケアセンターおよび学校を含む）において国と親・子どもが接触するあらゆる場面に組み込まれていなければならない。また、教員ならびにケア制度および司法制度で子どもとともに働くすべての者の養成および現職者訓練にも統合されるべきである。」

国連子どもの権利委員会第3回総括所見

48. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう強く勧告する。

(c)体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、家族、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているその他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること

国連子どもの権利委員会第4・5回総括所見

26. 委員会は、体罰に関する一般的意見8号（2006年）を参照しながら、委員会の前回の総括的勧告（パラ48）を想起するとともに、締約国に対し、以下の措置をとるよう促す。

b) 意識啓発キャンペーンを強化し、かつ積極的な、非暴力的なかつ参加型の形態の子育てならびにしつけおよび規律を推進する等の手段により、あらゆる現場で実際に体罰を解消するための措置を強化すること。

(参考)

「ほめてしつけるってどういうこと？」（京都市中丹広域振興局健康福祉部（中丹西保健所・中丹東保健所））

・「ほめ上手へのウォーミングアップ乳幼児～幼児期前半（0～3歳）（PDF：2,593KB）」

・「ほめてしつける育児のコツ（乳幼児後半～）（PDF：1,628KB）」

「子どもたちに肯定的な注目を」（日本肢体不自由児協会 心身障害児総合医療療育センター）

「ペアレント・プログラムについて」（国立障害者リハビリテーションセンター・発達障害情報・支援センター）

「お母さんと子どものコミュニケーションのためにー0～3歳までのお子さんのお母さんへのヒント集ー」（厚生労働省）

http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/pdf/mama_communi.pdf

「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」

「保護者支援プログラムの効果的な実施に向けたマニュアル」（株式会社 政策基礎研究所）

「保護者支援プログラムの充実に関する調査研究報告書」（株式会社 政策基礎研究所）

「市町村で実施するペアレントトレーニング」に関する調査について」（アスペエルデの会）

「From prohibition to elimination」（Global Initiative to End All Corporal Punishment of

Children)

<https://endcorporalpunishment.org/prohibition-to-elimination/>

「Non-violent Childhoods Moving on from Corporal Punishment in the Baltic Sea Region」
(Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children)

<https://endcorporalpunishment.org/non-violent-childhoods/>

「「体罰」に反対する声明」(日本行動分析学会)

「体罰をなくすために、ポジティブな行動支援から」(平澤紀子)

「特別支援まなびの広場 学校全体で取り組むポジティブな行動支援」(徳島県立総合教育センター
ホームページ)

「困っている子をほめて育てるペアレントトレーニングガイドブック」(岩坂英巳)